

毎週火・金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三号郵便物認可

鳥取県公報

目次
告示 海岸保全区域の指定

告示

鳥取県告示第四百七十二号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基き、別表に掲げる海岸の保全区域を次のとおり指定する。

ただし、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定による保安林及び同法第四十一条の規定による保安施設地区を限く。

昭和三十三年五月三十一日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 保全区域は、昭和三十三年三月二十一日(以下「春分の日」という。)の満潮線から陸側へ三十メートルの線、春分の日(の干潮線から海側へ五十メートルの線)の間の区域とする。ただし、小波地区海岸は満潮線から五十メートル、干潮線から五十メートルの線の間の区域(ただし、境港については陸域のみ。)とする。

海岸保全区域表
① 終起点

番号定 海 岸 保 全 区 域 表 管 理 者 区 域

1 鳥取県鳥取沿岸鳥取港海岸賀露地区海岸

鳥取県知事

① 鳥取市賀露町字西浜一、九五七の五五四番地先の標杭
② 鳥取市賀露町字西浜一、七五七番地(元番)地先の標杭

15	14	13	12	11
鳥取県中海沿岸境港海岸弥生町地区海岸	鳥取県中海沿岸境港海岸外江地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸彦名地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸安部地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸旗ヶ崎地区海岸
境港港灣管 理者	境港港灣管 理者	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事
②① 境港市弥生町一の一番地地先の標杭	② ① 境港市外江町字大杖七八の三番地地先の標杭	② ① 米子市彦名大字二番字坂口新田一、六八の二番地地先の標杭	② ① 米子市安部八番字清水尻灘二三四番地地先の標杭	② ① 米子市旗ヶ崎六一番坂品新田一、二二三の一番地地先の標杭

10	9	8	7	6	5	4	3	2
鳥取県中海沿岸米子港海岸灘町地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸内町地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸西町地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸久米町地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸祇園町地区海岸	鳥取県中海沿岸米子港海岸陰田地区海岸	鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸赤碓地区海岸	鳥取県鳥取沿岸赤碓港海岸八橋地区海岸	鳥取県鳥取沿岸逢東港海岸逢東地区海岸
鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	鳥取県知事	東伯町長
②① 米子市灘町三丁目一四八番地地先の標杭	②① 米子市内町一七二の二番地地先の標杭	②① 米子市西町四二番地地先の標杭	②① 米子市久米町二五四の二番地地先の標杭	②① 米子市祇園町二六二の四番地地先の標杭	②① 米子市陰田六五〇番地地先の標杭	② ① 東伯郡赤碓町大字赤碓字松ヶ谷二、〇二九番地地先の標杭	② ① 東伯郡東伯町大字八橋字茅町五一八番地地先の標杭	② ① 東伯郡東伯町大字逢東字西屋敷五九五番地地先の標杭